

いじめ・不登校対応必携
(教職員用指導書)



(令和3年3月改定版)

山梨県教育委員会

はじめに

いじめ・不登校問題は、本県の教育においても最重要課題であり、その解決に向けて、改めて教育関係者の真摯な取組が強く求められています。

この問題の解決のためには、各学校で直接児童生徒と接している一人一人の教師が、自分の学校や学級でも「いじめ」や「不登校」が発生しうるとの危機意識を持ち、未然防止に努めるとともに、早期発見、早期解決のため、学校を挙げて的確に対応することが何より大切です。

この度、本県では「いじめ・不登校対応必携」（教職員用指導書）を改定するとともに、県内全ての小・中・高・特別支援学校の教職員がホームページからダウンロードできるようにしました。

教職員のみなさんが、日頃の教育活動の中で、この「いじめ・不登校対応必携」を積極的に活用し、いじめや不登校問題の解決に努められるようお願いいたします。

令和3年3月

山梨県教育委員会

【不登校への対応について】

不登校の定義	2	5
不登校の具体例	2	5
対応への配慮事項	2	6
児童生徒の発するサイン(学校、家庭)	2	7
I 不登校を未然に防ぐために		
1 学級づくり	2	9
2 授業づくり	2	9
3 校内での連携	3	0
4 校外での連携	3	1
5 教育相談の充実	3	2
★コラム「教師が子供の心理的支えになる」		
6 事例に学ぶ	3	4
II 不登校への初期対応		
1 組織的な対応	3	5
2 関係機関との連携	3	6
3 対応への配慮	3	6
4 登校刺激の与え方	3	9
5 事例に学ぶ	4	1
III 長期化した不登校児童生徒への対応		
1 児童生徒・保護者への対応で大切なこと	4	2
2 学級の児童生徒との関わりを通じた支援	4	2
3 スクールカウンセラーとの連携	4	2
4 関係機関との連携	4	3
5 再登校に向けて①(教育支援センターの活用)	4	4
6 再登校に向けて②(教室復帰を目指して)	4	6
7 児童虐待が疑われる児童生徒への対応	4	6
IV 保護者(家庭)対応の留意事項		
1 連携の必要性	4	8
2 保護者対応の基本	4	9
3 保護者対応の事例	5	2
4 保護者が抱く不安への対応 Q & A	5	3
<相談機関との連携の手順>	5	4
<発達障害のある児童生徒への対応>		
1 発達障害とは	5	7
2 発達障害の特性の理解	5	7
3 二次的障害の早期発見と予防的対応	5	9
4 保護者との協働	5	9
5 関係機関との連携	5	9
★コラム「ひきこもりと病気の関係」		
6 不登校の段階チェックリスト	6	1

<児童生徒のかけがえのない命と

明るい未来を守るために>

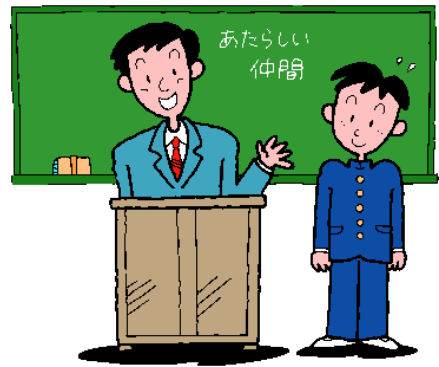
【学級担任の先生方へ】

学級は、児童生徒にとって、また先生方にとっても、かけがえのない、しかも安全で安心した心の居場所でなければなりません。

全ての児童生徒が、落ち着いて生活できる環境を確保・創造しましょう。

また、いじめ・不登校などの問題は、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こり得ることを理解し、未然防止、早期発見に心掛けましょう。

そして、実際にいじめ・不登校などの問題が起きた際は、一人で悩まず、抱え込まず、周りの先生方や家庭、関係機関等と連携し、一緒に考え、支え合いながら解決を図りましょう。



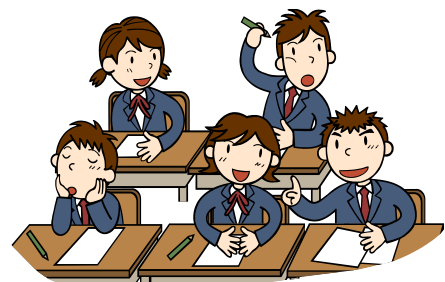
【全ての先生方へ】

「いじめ」や「不登校」への対応・未然防止などの取組は、全ての学校・教職員が自らの問題として、徹底して取り組むべき重要な課題です。そこで、

- ①児童生徒の居場所となる学級づくりに努める。
- ②児童生徒にとって、分かりやすく、学習への意欲が高まる授業を創造する。
- ③深い児童生徒理解から、生徒指導の充実を図る。

などして、生き生きとした学校生活が送れるようにしていくことが重要です。

そこで、以下のような基本的認識の上に立ち、生徒指導体制を確立し、全教職員で一致団結して取り組んでいきましょう。また、山梨の子供たちの健全な育成を支えていきましょう。



【いじめに関する基本的認識】

○いじめについては、「どの子供にも、どの学校においても、起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ②いじめられている子供の立場に立った親身な指導を行うこと。
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

(H18.10.19「いじめの問題への取組の徹底について」文科省より)

【不登校への対応での基本的な姿勢】

- ①不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的支援のために望ましいことではないことから、支援を行う重要性について十分に認識する必要がある。
- ②不登校については、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点のみで捉えて対応することが困難な場合があるが、一方で、児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等を図ることが必要である。
- ③不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることを期待される。

(H28.9.14「不登校児童生徒への支援の在り方について」文科省より)

いじめへの対応について

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

注意事項

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。



(文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より)

いじめの問題への取組の徹底

1 いじめの早期発見・早期対応

- ①いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識すること。
- ②いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。
- ③事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。
- ④いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。
- ⑤学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。



2 いじめを許さない学校づくり

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。
- ②いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。
- ③いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

(H18.10.19 「いじめの問題への取組の徹底について」文科省より)

いじめの態様（文部科学省の調査より）

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン（以下スマホ）、携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- その他

最近のいじめの特徴

1 いじめは見えにくい

教職員に分かるように「いじめ」を行うことはありません。深刻な「いじめ」になればなるほど、周りには見えなくなっていくます。様々な方法を使って、見えにくい「いじめ」を早期に発見しましょう。休み時間・給食（昼食）時間・掃除の時間の観察（表情・会話・雰囲気・言葉づかい etc）

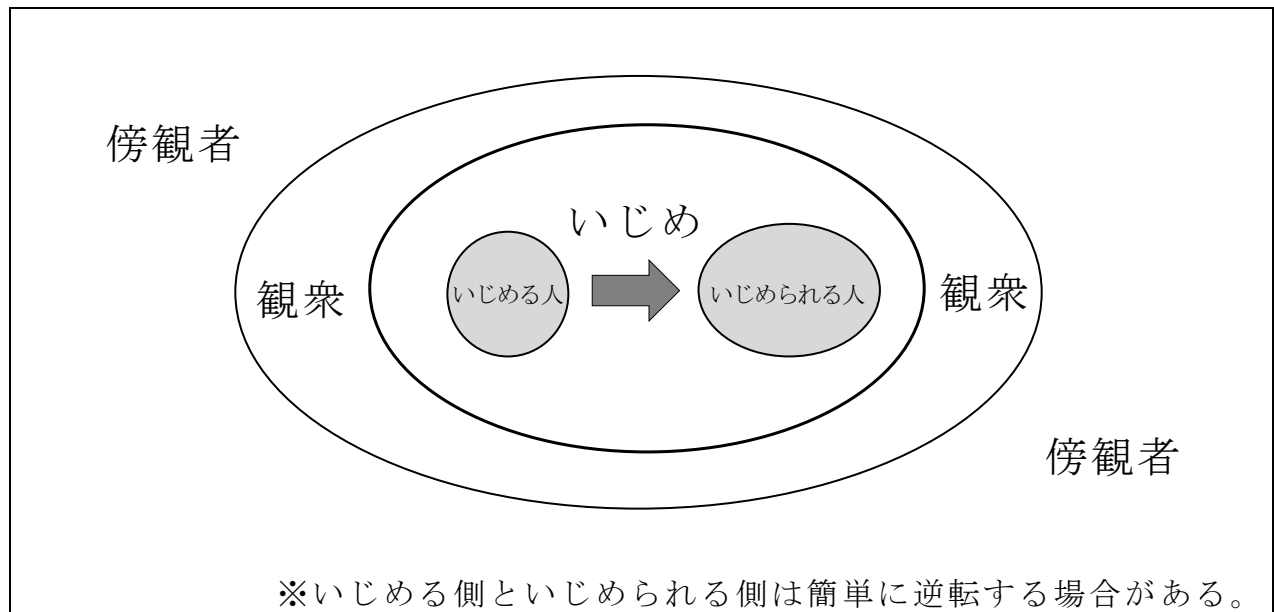
2 「いじめ」の立場が逆転

「いじめられていた子がいじめる側に」といった事例はよくあります。「いじめていけば、いじめられない」といった心理も働きます。いじめが解消したからといって安心することなく、継続して注意深く観察しましょう。

3 インターネットやスマホ、携帯電話等を悪用して

便利で役に立つ機器は、一気に流行するものですが、その危険性の大きさを知ってこそ価値のあるものになります。「家庭での指導」はもちろんのこと、学校でも指導していく必要があります。SNS（LINE、ツイッター、インスタグラム等）、プロフ・ブログ、掲示板、メールなどへの心ない書き込みが、いじめの問題やトラブルにつながっています。

いじめの構造



※いじめは単に『いじめる』『いじめられる』の関係ばかりではないことを認識しておく必要があります。『観衆』や『傍観者』が助長することもあります。

- ・『観衆』とは、いじめをはやし立て、おもしろがって見ている者のこと。
- ・『傍観者』とは、見て見ぬふりをしている者のこと。

○『観衆』と『傍観者』の否定的な反応によって、いじめを抑制することができます。

○『観衆』、『傍観者』とも、「関わりたくない」「あいつがやられている限り、オレは安心だ」「おもしろそう」といった考え方を持っています。いじめの被害者・加害者ばかりではなく、『観衆』や『傍観者』への指導も大切です。



I いじめの未然防止のために

『どの子供にも、どの学校でも、起こりうる』



- 安全で安心して生活できる学校づくりのために
- いじめを許さない雰囲気づくりのために

1 校内の指導体制

学校全体での取組

○いじめを許さない意識づくり

たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を日頃から全校集会などで児童生徒に訴えていく。

○相談できる環境づくり

二者懇談や三者懇談とは別に、教育相談日や相談週間を設定し、児童生徒自身から気軽に様々な悩みを相談できる環境をつくる。また、アンケートや相談票の実施も定期的に行う。

○学校開放の日の設定

保護者に学校や児童生徒をよりよく理解してもらうためにも、授業参観日などの学校開放の日を積極的に取り入れる。

○支援体制づくり

校長・教頭・生徒指導担当者・保健主事・養護教諭・学年主任・学級担任などで構成するいじめ対策委員会（仮称）を機能させて、児童生徒の日常の相談からいじめに関する内容まで情報の共有を図り、支援体制を充実させる。

○気になることは報告

養護教諭や教育相談担当者は、来室する生徒の様子で気になることを、学級担任や学年主任、また必要に応じて保護者にその日の内に必ず報告する。時には、スクールカウンセラーなどへの相談につなげることも、未然防止の一助となる。

○指導力の向上

多くの教職員が教育相談研修に参加するなどして、いじめ防止に向けて指導力の向上を図る。

○児童・生徒主体の活動の推進

生徒指導担当と児童会・生徒会担当が連携し、いじめ防止のためのスローガンなどを児童・生徒総会等で決めて、年度初めに昇降口や学級に大きく掲げる。それらの取組を通して、学校全体でいじめ防止に取り組んでいることを児童生徒に意識させる。

授業担当者としての取組

○授業前後の児童生徒の観察・報告

- ・いじめは、教職員の目の届かないところで起こることが多いので、授業担当者は授業前後にトイレや階段の踊り場など、児童生徒が集まりやすい場所に目をやり、児童生徒の行動を観察する。
- ・授業開始前や終了後、教室や廊下で児童生徒の行動を観察する。
- ・気になることはすぐに関係職員に知らせる。

○一人一人が存在感のある授業づくり

- ・児童生徒一人一人の興味や関心にあった活躍ができる場を、それぞれの教科に応じて設定し、みんなで認め合える雰囲気をつくる。
- ・児童生徒の間違った答えや意見であっても、大切にす。また、間違った答えや考えに対して、冷やかしゃあざけ笑うような言葉や態度があれば、その場で毅然と指導する。
- ・教師の言動や態度が児童生徒の心に大きく影響することを常に意識し、児童生徒が傷ついたり、いじめにつながったりすることがないように十分注意する。

学年や学級での取組

－好ましい人間関係を築く－

○笑顔あふれる明るい雰囲気

何よりも教師自身が明るく前向きに生活し、互いに挨拶ができ、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。

○認め合う

教職員と児童生徒がよりよい人間関係を築くために互いの長所や個性を認め合う態度で接する。

○リーダーの育成

委員長や副委員長に学級のリーダーとしての自覚をしっかりとさせるとともに、クラス内の人間関係に気を配らせる。

○道徳教育や特別活動の充実

特に年度初めに、いじめに関するテーマを学級で取り上げ、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、互いに支え合える集団づくりに努める。

○情報交換

担任一人だけの問題とせず、学年内で互いに共通理解ができるよう絶えず情報交換を図る。

○その場での指導

明らかな「冷やかしゃからかい」、「悪口」などに対して、毅然とした態度で、学年全体、又は学級で、適時に適切な注意と指導を行う。

2 家庭との連携

校務分掌や学年としての取組

○おたよりの活用

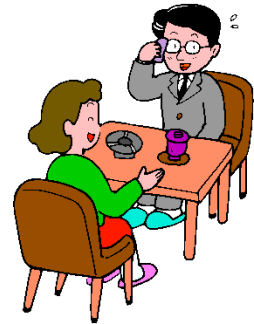
保護者から協力を得るためにも、日々の学校の取組や生徒の様子を学校・学年だよりや学級だよりなどで知らせる。（家庭からの通信欄も設ける）

○相互理解

生徒に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡し、相互理解を図る。

○誠意ある対応

保護者からの相談や意見・要望には謙虚に耳を傾け、「学校に相談してよかった」と感じてもらえるような誠意ある対応を積み重ねる。



3 関係機関との連携

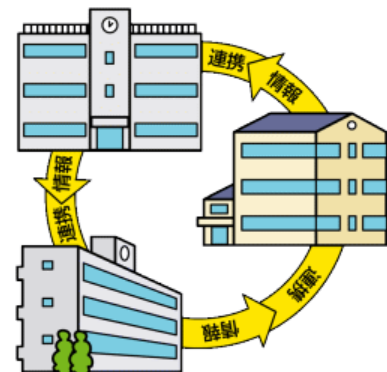
関係機関と連携した取組

○窓口の確認

連絡窓口になる職員を明確にし、その係と学年職員や校務分掌との連絡を日頃から密にしておく。

○日頃からの情報交換

いじめ問題の相談は関係機関に持ち込まれることも多いので、学校からも積極的に出向いて情報交換をし、連携・協力を深める。



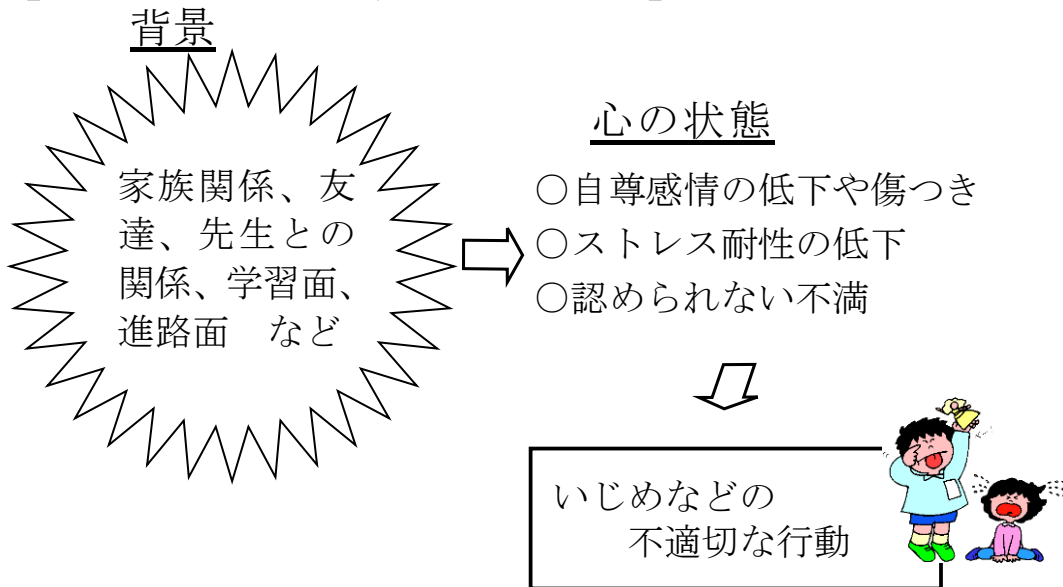
Ⅱ 早期発見・早期対応のために

いじめへの対応の基本的な考え方として

いじめはいじめられる児童生徒の心身に大きな影響を与えることから、『暴力』として理解し、対応する必要があります。

また、いじめる児童生徒の背景にあるものを理解し、適切な対処法を実行できるように支援することが大切です。

【いじめる児童生徒の心の動き】



【いじめる児童生徒への対応】

- ①気持ちを十分に聴いて、受け止める。
- ②肯定的な言葉かけや達成感を持つことのできる活動を促すことで**自信を持たせる**。
- ③自己理解を深め、自身の課題に直面できるように働きかけ、問題を解消していくために**寄り添う**。
- ④適切なストレス対処法を身に付けられるよう**支援する**。時にはスクールカウンセラーとの面談も設定し、自分の課題と向き合える場をつくる。
- ⑤日頃からコミュニケーション能力の向上やストレス対処法などの体験学習を導入し、『いじめ』行為のブレーキ役を担える**グループリーダー**を育成する。
- ⑥いじめる側もいじめられる側も、何らかの意味で**傷ついている**という**認識**を持つ。
- ⑦毅然として、公平かつ公正で、一貫性を持った**安定的な態度**で接する。

1 早期発見・早期対応のための取組事例

県内の各小中高等学校、特別支援学校において実際に取り組まれているものを記します。

①いじめ発見のためのアンケートの実施

- ・新学期を迎えて1か月くらい過ぎたころで実施すると効果的である。
- ・アンケート結果を基に、気になる児童生徒への個別対応を行うとともに、教職員間で情報を共有する。

②チェックリストを基にした教師による観察と理解

- ・学校生活の様々な場面における児童生徒が出す救助のサインを見逃さないことが大切である。

③児童生徒自身によるいじめ問題への取組

- ・児童会、生徒会を中心にして、いじめについて考える。「いじめ撲滅宣言」の作成や「いじめ撲滅のための集会」などの実施が考えられる。

④人間関係を捉える学級実態調査の活用

⑤道徳の授業の充実や人権教育の推進

- ・いじめの本質的な問題解決に向けた授業づくりなど。

⑥サイバー犯罪防止に向けての取組

- ・警察との連携による学習会の実施など。

⑦家庭との連携

- ・日頃から信頼関係を構築する中、児童生徒の出す救助を求めるサインを見逃さず、すぐ家庭に連絡する。同時に児童生徒の変化について日常的に家庭からの情報提供も依頼しておく。

⑧雰囲気づくり

- ・小さなことでも先生に話せる雰囲気をつくる。

⑨大人に相談したいと思えるような体制づくり

- ・校内でチームを組んで対応する。

⑩情報交換する場の設定

- ・生徒指導連絡委員会や学年会議・職員会議において学級や学年の様子を互いに情報交換する。

⑪スクールカウンセラーとの連携

- ・校舎内の巡回をしてもらったり、給食を一緒に食べてもらったりして、日常の様々な場面での児童生徒との関わりを増やししながら、その様子を観察し、その状況を報告してもらおう。

2 学校で分かるいじめ発見のチェックポイント

いじめられている児童生徒が出すサイン

学校生活の中で児童生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを言葉や表情、しぐさなどで表しています。教職員は、一人一人の子供が出すサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

(※は他人から強要されている可能性があるもの)

場面等	観察の視点 (特に変化の見られる点)
朝の会 (SHR)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。<input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがちになる。<input type="checkbox"/> 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。<input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい。<input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。
授業の 開始時	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。<input type="checkbox"/> 用具・机・椅子等が散乱している。<input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。<input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。<input type="checkbox"/> 席を替えられている。
授業中	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。<input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる。<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。<input type="checkbox"/> 発言に笑いが起きる。<input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。<input type="checkbox"/> ノートなど使い方が乱雑になる。<ul style="list-style-type: none">※ 不真面目な態度で授業を受ける。※ ふざけた質問をする。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。<input type="checkbox"/> わけもなく廊下や階段などを歩いている。<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る。<input type="checkbox"/> 遊びの中で孤立しがちである。

休み時間

- 集中してボールを当てられる。
- 遊びの中で常に同じ役をしている。
- プロレスごっこで負けることが多い。
 - ※ 大声で歌を歌う。
 - ※ 仲良しでない者とトイレに行く。

給食時
(昼食時)

- 食べ物にいたずらされる。
- 嫌われるメニューのときに多く盛られる。
- その子供が配膳をすると嫌がられる。
- グループ分けで孤立しがちである。
 - ※ 好きなものを友人に譲る。

清掃時

- 目の前にゴミを捨てられる。
- 最後まで一人でする。
 - ※ 人の嫌がる仕事を一人でする。
 - ※ さぼることが多くなる。

帰りの
会から
放課後

- 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。
- 用事がないのに残っている。
- 顔にすり傷や鼻血の跡がある。
- 急いで一人で帰宅する。
- 部活動に参加しなくなる。

動作や
表情

- 活気がなく、おどおどしている。
- 視線を合わさない。
- 寂しそうな暗い表情をする。
- 教師と話するとき不安な表情をする。
- 独り言を言ったり急に大声を出したりする。
- 係活動など、急にやる気を失う。

持ち物
や服装

- 教科書にいたずらをされる。
- 持ち物・靴・傘などを壊されたり隠されたりする。
- 持ち物や机などに落書きされたり靴の跡がついていたりする。
- 忘れ物や宿題忘れが目立つようになる。
- 刃物など危険なものを所持する。



いじめている児童生徒が出すサイン

- 多くのストレスを抱えている。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 特定の子供にのみ強い仲間意識を持つ。
- 教職員によって態度を変える。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- グループで行動し、他の子供に指示を出す。
- 他の子供に対して威嚇する表情をする。
- 活発に活動するが、他の子供にきつい言葉を使う
- 教室や廊下、階段で、仲間同士で集まりひそひそ話をして
いる。
- 周りの子たちに異常に気をつかわれている。
- 友達の発言に対して、他の友達と顔を合わせて、距離をと
ったり、笑ったり、さげすんだように反応している。
- 発言の際に、周りの子たちに迎合されている。
- 仲間にだけ分かるようなサインや隠語を使っている。
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする。
- 教師が近づくと、グループの児童生徒が不自然に分散する。
- 自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在になっている。
- 友達からの声がけを意図的に無視している。
- 友達との会話の中に差別意識が見られることがある。
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。

いじめが起こりやすい・起こっている集団が出すサイン

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする。
- グループ分けをすると、特定の子供が残る。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子供が
いる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰
囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしてい
る。

3 家庭で分かるいじめ発見のためのチェックポイント

いじめられている児童生徒が家庭で出すサイン

保護者から、家庭での様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

- 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入ったり、はだかになったりするのを嫌がる。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 教科書やノートを見せたがらない。
- 学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ボーっとしていることが増える。
- 登校時刻になると身体の不調を訴える。
- 「学校行事に来ないで」と言う。
- 表情が暗くなったり、言葉数が少なくなったりする。
- イライラしたり、オドオドしたりして落ち着かなくなる。
- 部屋に閉じこもることが増え、ため息をついたり涙を流したりしている。
- 言葉づかいが乱暴になり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりをしたりする。
- 学校のことを話したがらず、無理に聞こうとすると怒る。
- 転校を口にしたり、「学校をやめたい」などと言い出したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 友人からの電話で、急な外出が増える。
- 不審な電話やいやがらせのメールがくる。
- ナイフなどを隠し持っている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 自傷行為や死ぬことをほのめかすようなメモや日記が見つかる。
- SNS（LINE、ツイッター、インスタグラム等）、プロフブログ、掲示板、メール等を使い、いやがらせの書き込みをされる。

いじめている児童生徒が家庭で出すサイン

- 電話等での会話の中に、「キモイ」「ウザイ」「むかつく」「ばい菌」というような言葉が聞こえてくる。
- 電話等での会話の中で、友達のことを差別的なあだ名で呼んでいる。
- 交換日記やSNS、ブログへの書き込み、ノートのはしり書きの中に、特定の子供の名前が登場し、誹謗・中傷している記述がある。
- 地域等の方から、駄菓子屋やコンビニエンスストア等に複数でたむろしているという情報がある。
- お小遣いを与えていないのに（与えた金額以上に）、お金を持っていることがある。
- 買い与えた覚えのない持ち物を持っていたり、洋服を着ていたりすることがあり、そのことを尋ねると「友達からもらった」「借りた」「忘れた」と答えることがある。
- 登下校時にランドセルやカバンを特定の友達に持たせていることがある。
- 下校時に帰宅していないのに、カバンを届けにくる特定の友達がいる。
- 学校とは明らかに違う方向から、朝、特定の友達が頻繁に迎えに来ることがある。
- 頻繁に電話をかけたり、メールを送信したりして、その後に外出することがある。
- 家族との会話の中に、特定の友達をさし、あの子は変わっている、特別なんだという発言がある。

4 組織的対応に向けた方策

- (1) 教師間の連絡を密にする。(教職員の目の届かないところで起こりやすい)
- (2) 校内の巡視を行う。
- (3) 問題が起こった場合は、チームで対応する。
(< >内はだめな対応)

『さ』	・ ・ 最悪を想定して	< × さっさと >
『し』	・ ・ 慎重に	< × 自分だけで >
『す』	・ ・ 素早く	< × 素通りして >
『せ』	・ ・ 誠意を持って	< × 専門家に任せきり >
『そ』	・ ・ 組織的に	< × 素知らぬふりで >

- (4) 全教職員は子供たちの日頃の言動・態度の様子や変化に細かく気を配り、情報交換する。
- (5) 養護教諭や教育相談担当職員は、来室する児童生徒の様子で気になることは、その日のうちに学級担任等に報告する。
- (6) 校長・教頭・教務主任・生徒指導担当・養護教諭・学年主任・スクールカウンセラー等が定期的な話合いを持つ。

5 保護者との面談に当たって心掛けること

保護者の心情をくみ取りながら、事実関係を正確に伝えることを大切にする。

- (1) 「いじめ」という言葉は使わず、具体的に状況をきちんと話す。
- (2) 「相手も悪い」という言葉に共感しない。
- (3) 保護者が感情的な場合はクールダウンに努める。
- (4) 事実を正確に記録しておく。そのことで冷静さを保てる。
- (5) 教師以外の相談できる人が必要な場合がある。問題によっては、学校関係者になかなか相談できない場合もあるので、スクールカウンセラーや相談員などの活用などを勧める。



Ⅲ いじめが起きた場合の対応策

いじめを発見した場合は

- ①全体への指導
- ②いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒への個別の指導の徹底
- ③双方の家庭に実態や経過等について連絡
- ④日頃から児童生徒の生活の様子を観察
- ⑤「いじめの発見チェックポイント」を活用

また、迅速に、的確に、ていねいに対応していくことが、いじめの深刻化を防ぐことにつながります。さらに、緊急事態の場合には、①別室登校、②休む、③相手の出席停止、④転校などの対応も視野に入れて取り組みます。

1 いじめられた児童生徒への対応のポイント

(1) 安心させる

いじめられている児童生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、学校全体で、教職員がいつでも、どこでも相談にのってくれることを伝える。

(2) 一人で悩ませない

「先生や親、友達があなたを見守っている」ということを具体的に話して指導する。

(3) 共感的な姿勢

いじめの事実関係を正確に把握するときには大切なことは、冷静にじっくりと児童生徒の気持ちを大切にしながら聞き取り、本人の心の安定を図る。

(4) 安易に解決したと判断しない

いじめた児童生徒を謝らせることで、安易に解決したと考えずに、きちんとその後の行動や本人の心の変化を見届ける姿勢を持つ。

(5) スクールカウンセラーや養護教諭との協力

傷付けられた心を癒すのは、いじめられた本人が「自分はだめな人間ではない」「大切にされている」「私は必要な人間なんだ」と自信を持つことである。その指導にはスクールカウンセラーや養護教諭に関わってもらうことが望ましい。

(6) 緊急避難場所の確保

いじめられている児童生徒が緊急的に避難する場所を校内に設置しておく。そのことで落ち着いて話をすることができる。

(7) 家庭訪問に行くときは

あらかじめどのような話をどのように進めていくかを考えて、必ず複数で訪問する。その際「学校もこの件については真剣に考えている」という姿勢のもと、具体的な指導やその手順が保護者に分かるように説明する。



2 いじめた児童生徒への対応のポイント

(1) 本人の話を冷静に聞き、徹底的に話をする

最初に本人のしたことが、どれだけ相手を傷付け、許せない行為であるかということと本人と関わりの深い先生が徹底的に本人と話し合う。また、本人が「いじめ」と認識していない場合もあるので加えて指導する。

(2) 観衆・傍観者からの事実確認

当事者だけでなく、いじめを見ていた児童生徒にも事情をきちんと聞き、事実を確認する。特にいじめの内容が複雑な場合、例えば、いじめが集団で行われた場合は、誰がその中心にいて、何をしたのかを把握しにくい場合がある。その場合でも個別にしっかりと事実関係を確認する。

(3) 心理を観察

いじめた児童生徒の考えや心理を細かく観察する。その際、後悔の念を持って自分を責めることも予想されるので、温かい気持ちを持って家庭訪問などの具体的な連携を家庭ととり、学校でも十分に面倒をみることで、本人も優しく心豊かで温かみのある行動がとれるようになる。さらにそのことで再発の防止にもつながっていく。(中には、自分の心を深く、内省することが難しい児童生徒もいるので、じっくりと話をする場として、スクールカウンセラーに紹介することもよい。)

(4) 指導の継続

いじめが解決したかのように見えても、教師の見えないところで陰湿に隠れて行われる場合がある。指導を継続し、その後の様子をきちんと見ることができる校内体制や学年体制をつくっておくことが大切である。休み時間や昼休み、放課後などには特に注意が必要である。

(5) 関係機関との連携

十分な指導にも関わらず、いじめが継続して起きている場合は、関係機関との連携のもと、保護者の理解を得ながら出席停止なども含め、適切な措置をとる。(児童相談所、警察など)

3 いじめられた児童生徒の保護者への対応のポイント

(1)じっくり話を聞く

いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細なことでもきちんと聞く。電話ではなく直接向き合って話をする方が望ましい。「先生は心配してくれている」ということを具体的な言動や態度で接する。

(2)相談場所を配慮する

保護者の不安な気持ちに気遣い「会う場所」「会う時間」「話す内容」「関わる教師」を考えて相談を受ける。その際に学校として、いじめられている児童生徒を守るという姿勢を示す。

(3)対策チームの立ち上げ

相談を受けたらすぐに具体的に対策チームを立ち上げ、動きをつくる。いじめの事実関係、指導の計画、方針を立て保護者に適時に知らせることが「学校の動き」を感じさせることになる。

(4)守秘義務

保護者と連携する際に、関わる教師も細心の注意を払って行動する。相談内容が他に知られることは絶対に起こらないようにする。

(5)保護者へのフォロー

保護者の心の安定を図るためにアドバイスを的確に行う。そして家庭での本人の様子を、言葉がけの反応などから、きちんと見てほしいということも伝えていく。

4 いじめた児童生徒の保護者への対応のポイント

(1)事実を正確に把握し、正確に伝える

事実をしっかりと把握した上で、家庭に正確な情報を早急に伝え、いじめられている児童生徒とその保護者の悲しい気持ちを伝える。

(2)指導計画の説明

いじめた本人をこれからどう指導していくかもきちんと保護者に理解してもらおう。その上で教師が仲介役になって、双方の保護者同士の連携をうまく図りながら問題解決を進めていく。

(3)今後の方針の説明

いじめを許さない、いじめることで相手がどんなに傷つくかを諭すように話をする。そしていじめをしていた本人をどう立ち直らせ、いかに心豊かで人の気持ちが分かる人間に育てていくかを具体的に話していく。

(4)スクールカウンセラーや養護教諭などとの連携

子供と保護者がどう向き合い、どう気持ちを通じ合わせていくかをスクールカウンセラーや養護教諭などの協力も得て保護者に話していくことが再発を防ぐことにつながっていく。

5 いじめ解決に向けての各学校の取組事例

以下の事例は、山梨県の各小中高等学校において実際に取り組みられているものです。

(1)校内指導体制の整備・充実

いじめが発覚してからではなく、

- ① 4月当初に校内の組織を立ち上げる
- ② ケース会議などの研究会も適時に行う
- ③ 発覚したらすぐに動ける体制づくり

をしておくことで解決の糸口が早急に見つかる。その際に次のことを心にとめておきたい。

『さしすせそ』
さ・・・最悪を想定して
し・・・慎重に
す・・・素早く
せ・・・誠意を持って
そ・・・組織的に



(2)ネットいじめの発見と対応

スマホ、携帯電話等の書き込みに悪口などを何度も書かれた事例や、誰が書いたか特定できないという不安を訴えてきた生徒の事例に対し、緊急の会議を開き次のことを確認し解決の方向に向かう。

- ① スマホ、携帯電話等の正しい使い方などを、専門家を呼んで講演してもらう。
- ② 事実と反することがほとんどなので、見ない・書かない・関わらないことを指導する。
- ③ 適時に集会を開き、個人のことでなく全校生徒に関わるような指導で、解決を図る。
- ④ 家庭と連携し、スマホ、携帯電話等の使い方を指導したり、約束を決めたりする。

(3)校内巡視等で「死角」をなくす

いじめは教師の目の届かないところで発生することが多い。特に教師が教室を離れたときに、「プロレスごっこ」「肩パンチ」「いやな言葉を言う」などの『いじめ』の行為が起こる。それに対して教師がきちんと指導したり、昼休みの校内巡視や下校指導などをしたりすることによって、見ているという姿勢を示したりすることが、未然防止にもなり、いじめの深刻化を防ぐことにもつながる。

(4)学級の指導と集会を生かす

「いじめがあるようだが、なかなか実態をつかむことができない」というときがある。

そのときには

- ①道徳教育や学級活動で「いじめ」について取り上げる。
- ②学年全体（そのクラスを特定しないなどの配慮のもと）でも指導する。その際、そこで話す内容、使用するプリントなどについても事前に十分教師間で打ち合わせする。

(5)いじめられた児童生徒の気持ちを前向きにさせる

いじめられている本人は、自信をなくし元気がない。そのときに教師の適切な指導とともに、友人からの励ましにより、本人が「自分は大切にされている」、「必要とされている」、「自分をかばってくれる友達もいる」という気持ちを持つことができた。その強い意志が本人をいじめから解放させた。

(6)子供たちの居場所づくり

いじめの事実をつかんだとき、双方の関係の修復に努める。それと同時にいじめた本人といじめられた本人が学校に「居場所」があるようにしたい。授業、行事、部活の場面でも、先生に相談できることや友達がいることなどで心が落ち着く「居場所」をつくる。

(7)その他

- ・アンケート調査の実施（複数回）と調査用紙の工夫（全員が記入、無記名等）
- ・いじめ発見マニュアルの作成（その学校の生徒の実態に即したものなど）
- ・「きずなの日」の活用
- ・連絡帳、生活記録ノートの活用
- ・スクールカウンセラーも加わった研究会の開催
- ・地域の協力者や関係諸機関との連携
- ・保護者会を開催する中で、保護者同士の人間関係づくり

サイバー犯罪に巻き込まれないために

子供たちは大丈夫ですか？

インターネットやスマホ、携帯電話等を通じたサイバー犯罪が増加しています。日頃から児童生徒の指導を実施しておきましょう。

被害事例

- ◎ SNS（LINE、ツイッター、インスタグラム等）や掲示板、ブログ・プロフへ教職員や友達など特定の個人への誹謗、中傷する書き込みをされた。
- ◎ 個人情報 がもれ、覚えのないサイト利用料金をメールで請求された。
- ◎ チェーンメールが送られてきた。
- ◎ 知り合った相手に撮られた写真をばらまくと脅され、お金を要求された。
- ◎ ネットオークションで代金を振り込んだが、商品が送られてこない。
- ◎ メールで特定の人へ集中的に悪口を送る。
- ◎ 「なりすましメール」が送られる。

被害を防ぐために次の指導をしましょう。

- ☆ チェーンメールは無視し他に転送しない。
（これらが無効にするフィルターを利用する）
- ☆ いかかわしいホームページにはアクセスしない。
- ☆ 知らない相手に住所やメールアドレスを教えない。
（個人情報の大切さを教える）
- ☆ 学校、学年等で、未然防止教室を開催する。
- ☆ 被害にあったら、大人に相談する。
- ☆ 家庭で話し合う機会を促す。
 - ※ チェーンメールとは、連鎖的に（チェーン）不特定多数への配布をするように求めるメールのことである。
 - ※ なりすましメールとは、メールアドレスの送信元メールアドレスを自由に設定することができるため、別の人になりすまし、送信したメールのことである。

平成10年以来わが国では、年間自殺者数が3万人を超え、深刻な社会問題となっている。子供の自殺という、いじめが原因として取り上げられることが多いが、複数の原因からなる複雑な現象でもある。子供の自殺予防に、協力して取り組まなければならない。

自殺の直前のサイン

①行動、性格、身なりの突然の変化

- ・今まで関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ・身だしなみを気にしなくなる。
- ・友人との交際をやめ、ひきこもりがちになる。
- ・いつも楽にできていた課題が達成できない。
- ・学校の成績が急に落ち、学校に通わなくなる。
- ・不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ・気分が変わりやすく、投げやりな態度が目立つ。
- ・健康や自己管理がおろそかになり、不眠、食欲不振、体重減少など様々な身体の不調を訴える。
- ・自分より幼い子供や動物を虐待する。
- ・ギャンブルに大金をつぎ込んだり、乱れた性行動を始めたり、アルコールや薬物の乱用が目立ったりする。

②自殺をほのめかす

③別れの用意をする

④非常に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする

⑤実際に自傷行為に及ぶ

以上のサインを一つずつ見ると、子供であればそれほど珍しいことではないものもあるが、総合的に判断することが重要であって、その上で自殺の危険が強く疑われるならば、直ちに専門家の意見を求めるようにすべきです。

教師ができること・しなければならないこと

①まず、サインに気付いた時は徹底的に話を聞く

- ・子供との間に信頼関係のある教職員が対応する
- ・救いを求める叫びをしっかりと受け止める。
- ・一人で抱え込むのではなく、養護教諭やSCなどと協力する。

②適切な連携を図る

- ・自殺の危険が迫っていると判断したら、保護者と連絡を取り合い、専門家の助けを借りる。

H19.3「子供の自殺予防のための取組に向けて」より

不登校への対応について

【不登校の定義】

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安などの情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとする。

不登校の具体例

- ①「学校における人間関係」に課題を抱えている。
友人関係又は教職員との関係に課題を抱え登校しない（できない）。
- ②「あそび・非行」
遊ぶためや、非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ③「無気力」の傾向がある。
無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ④「不安」の傾向がある。
登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない）。
- ⑤「その他」
本人や保護者と話をしても上記のような傾向が見えず、理由がはっきりしない。

* 学校に係る状況

いじめ（法律で定義するいじめに該当するもの）

いじめを除く友人関係をめぐる問題（仲違い等）

教職員との関係をめぐる問題（教職員の強い叱責、注意等）

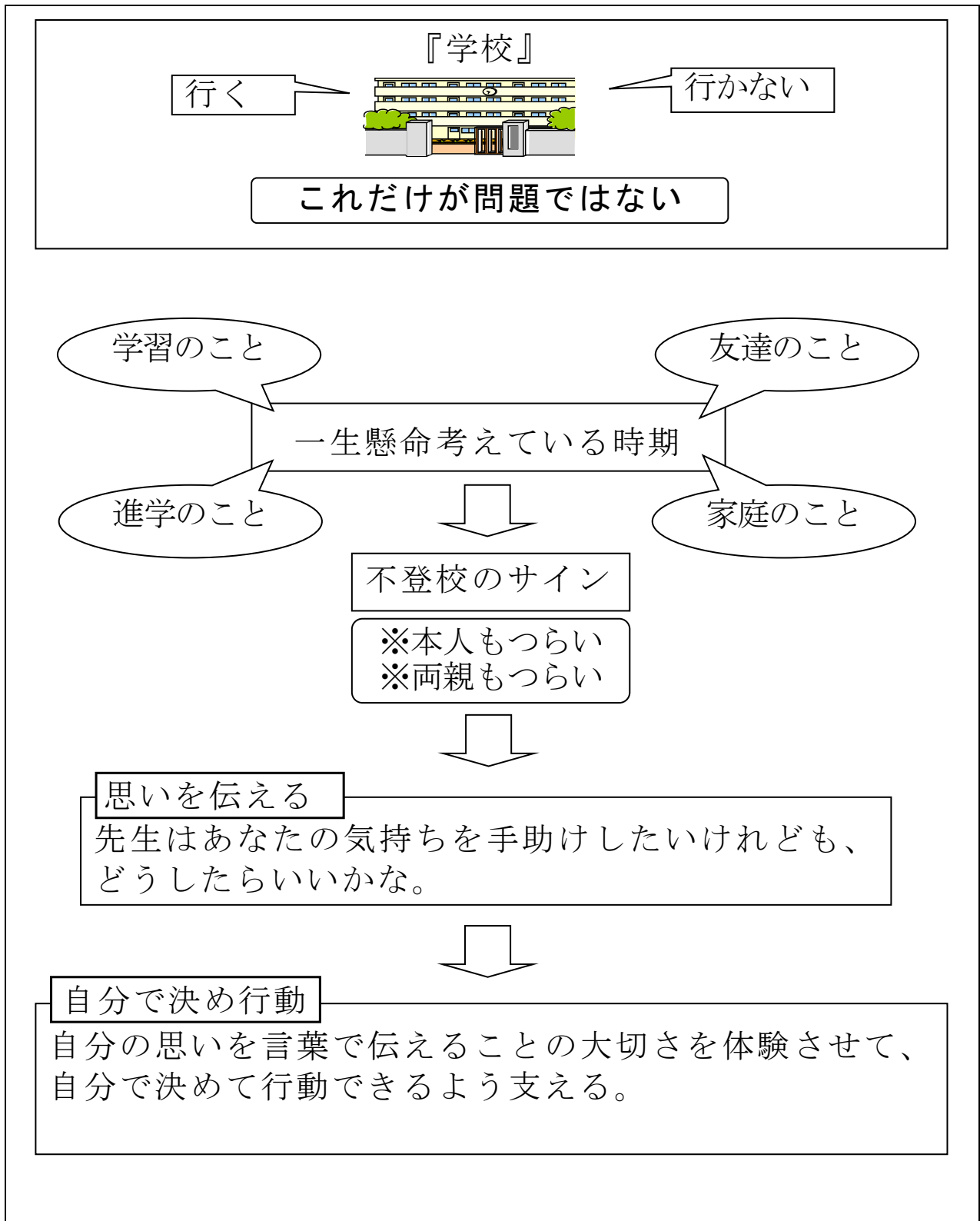
学業の不振（成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等）

進路にかかる不安（将来の進路希望が定まらない等）

* 家庭に係る状況（家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等）

（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

対応への配慮事項



児童生徒の発するサイン

「今までと何かが違っている」と感じたら…

【学校で】

- ・孤立していることが多くなる。
- ・表情が暗い。
- ・忘れ物が増える。
- ・自ら周囲に対して話しかけようとしなくなる。
- ・些細なことにこだわり、担任に訴えるようになる。
- ・投げやりな態度や、わざとらしい振る舞いをするようになる。
- ・乱暴な言葉を使うようになる。
- ・担任、教職員と視線を合わせなくなる。
- ・身近な友達に「学校がつまらない」とか「学校へ行きたくない」などと言うようになる。
- ・用事がなくても、担任のそばへ来たり、保健室へ出入りしたりするようになる。
- ・体の不調や、頭痛、腹痛を訴え始めるようになる。
- ・体の不調を訴える症状の程度や場所が移動しやすい。
- ・訴えのわりに重症感がない。
- ・友人が少なくなり、教室を出て廊下の隅やトイレに隠れたりするようになる。
- ・友人関係や席替えなど、環境の変化に敏感になる。
- ・遅刻や早退が急に増え、断続的（特定の曜日や教科）に欠席をするようになる。
- ・授業中に集中力がなくなったり、生活態度が無気力になったりする。

※いじめや不登校は、そのサインに共通する部分が多くみられます。「これはいじめ」「これは不登校」と分けて考えることなく、総合的に判断する必要があります。互いによく観察し、情報交換をしましょう。



【家庭で】

保護者から、家庭での様子について以下のような相談があったら、不登校になるサインではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

- テレビゲームなど一人遊びを好むようになる。
- 年下の子供と遊ぶことが多くなる。
- 家にいることが多くなる。
- 昼からは比較的元気で、夜は特に調子がよい。
- 土日、休祝日は非常に元気である。
- 朝、食事やトイレに必要以上に時間を費やしたり、身支度に手間取ったりするようになる。
- 朝食の時、表情が暗かったり、食が進まなかったりする。
- 家にひきこもりがちになる。
- 外ではおとなしいが、家ではわがままな言動が多くなる。
- 学校や勉強のことを言うと、ひどく不機嫌になる。
- 夜遅くまで起きているようになる。
- 前日は登校の準備をしても、朝になると起床できず、「学校へ行きたくない」と訴えるようになる。
- 朝、体の不調や頭痛、腹痛を訴え、嘔吐、下痢、発熱などの身体的症状を示すことが多くなる。
- 学校に欠席連絡をすると症状が緩和される。

MEMO

I 不登校を未然に防ぐために

1 学級づくり

○安心で安全な学級

いじめや暴力行為を絶対許さないことはもちろん、困っている人を放っておかない学級、友達を無視しない、批判的、否定的に見ないなど安心で安全な居心地のいい学級づくりを進めます。

○理解者・応援者がいる学級

担任は学級全ての児童生徒へ声をかけることを心掛ける。教師が児童生徒一人一人の個性や長所を認めることで、児童生徒同士がお互いを認めるようになります。自分を分かってくれる友達や教師がいる学級には安心して通うことができます。

○自己有用感・満足感のある学級

行事や諸活動を通して、児童生徒が自信を深めたり、役に立てる喜びを実感できたりするように、その児童生徒のできる形での参加の仕方を認めていく配慮をします。

- ・児童生徒の行動やよい意見を具体的にほめる
→「うまいこと言うね」「いいこと考えるね」
「○○をすごくがんばったね」など
- ・その場でほめる→「すごい」「きれい」
「うまい」「サイコー」など

「目立ちたくない」「人前に出たくない」という児童生徒も「目立ちたくないけど、先生に認められたい」「人前に出たくないけど、友達から大切に思われたい」と願っています。

認め合える場面を上手に設定することが大切です！

生徒指導の三機能の視点からの学級集団づくり



①自己の存在を実感できる関わり方

児童生徒理解の深化

先生は分かってくれている
チャレンジしてみよう

児童の安心感
主体性の高揚

②共感的人間関係を育む関わり方

集団生活を送る上でのマナーの定着

人から傷つけられない
人を傷つけない

児童相互の関わり

③自己決定を促す関わり方

教員のリーダーシップの転換

今よりも良い状態は？
そのためにできることは？
何でうまくいったの？

プラス面への着目

解決思考的なアプローチ

生徒指導三機能① 自己の存在を実感できる関わり方

児童生徒の姿



安心感

先生は、私の事をわかってくれる
わたしの居場所はここにある
先生も、みんなも同じ人間なんだ



主体性

失敗しても大丈夫。
先生が助けてくれる
友だちと関わってみよう
自分の意見を言ってみよう

教師の視点

「児童生徒理解の深化」

- 親しみのある関係
- 見ている世界を理解
- 行動の目的を探る
- 生育歴や家庭状況を推測

教員自らの失敗談・経験談を語る

今の児童生徒の心情を受け止める

「なぜそうするのか」暴言を願いと受け止める

過去の苦しみや悲しみを受け止める



生徒指導の三機能② 共感的な人間関係を育む関わり方

児童生徒の姿

基本的な生活習慣の定着



元気に挨拶しよう
時間は守らなくちゃ
身だしなみをととのえよう
掃除をきちんとしよう

よりよい人間関係づくり



こんな言い方は傷つくかな
今日は元気がないけど何かあったかな
力になれることはないかな
助けてって言ってみよう

教師の視点

「集団生活を送る上でのマナーの定着」

- **社会で生きていくための原則** 挨拶をする 時間を守る 順番は守る…
- **周囲の人から愛される習慣** これだけはできてほしいという願い
 - 教員が管理しやすいマナーやルールであってはならない
 - 教員自らが範を示す
 - 学校や学年等組織として共有し、組織として対応することを明確にする

生徒指導の三機能③ 自己決定を促す関わり方

児童生徒の姿

原因思考から解決思考へ



今、できていることは何だろう
どうして成功したのかな
良くなるためにできることは何だろう

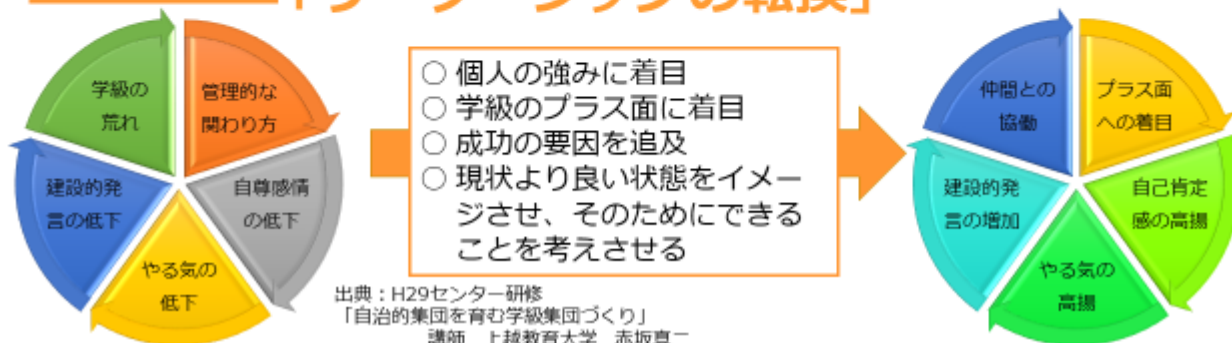


私たちに学級や学校を変えていく力がある



教師の視点

「リーダーシップの転換」



2 授業づくり

○分かる授業、楽しい授業、意欲の持てる授業

不登校の原因は様々ですが、未然防止のためには、児童生徒にとって「分かる授業」による学習での達成感、充実感が得られることが重要です。「授業が分からない」

「ついていけない」ということでは、授業そのものが苦痛になってしまいます。

体験的活動や児童生徒の興味関心を踏まえた探究的活動を取り入れたり、教具を工夫したりして、魅力ある授業を展開することが大切です。

○学習上の不安にきめ細かに対応

間違った意見や分からないという意見も温かく受け止める姿勢を持ち、児童生徒の学習上の不安やつまづきにすぐに対応します。

ボランティアなどの外部人材の活用、少人数指導、ティームティーチング、放課後や休業中の補習など個に応じた指導の実践により、基礎的・基本的内容の確実な定着を目指します。

3 校内での連携

○「気になる児童生徒」の発見

児童生徒のいつもとちがう様子を見逃さないことが大切です。生活ノートや日直日誌などから児童生徒の様子を観察することを意識したり、学校生活のあらゆる場面において、学級担任だけでなく、全職員が児童生徒の様子を観察したりすることを心掛けます。特に学校行事などでの児童生徒のわずかな変化も気にとめて、学級担任に伝えるなど、情報交換を密にします。

○児童生徒のストレス反応への気付きと対応

身体症状、不安・緊張、攻撃・怒り、無気力など児童生徒が示すストレス反応に敏感に気付き対応します。

保健室での児童生徒の様子は要チェック

養護教諭は、児童生徒のストレス反応に気付きやすい立場にいます。保健室で気付いたことを、学級担任をはじめ、関係職員に発信して、組織的に対応できるようにしましょう。

ストレス反応は、生活の中で児童生徒がつらい状況にあることを表します。児童生徒を見ていて、何か気になることがあったら、その児童生徒と面談し、個別に関わることも必要です。



子供への声のかけ方（例）

「最近どう？」 「どうかしたの？」

「何かつらいことでもあるの？」

「どんなふうにつらいの？」

「先生は最近の君の様子を心配しているよ」

「何かして欲しいことがあれば、言ってごらん」

先生にできることは、できるだけ手伝うよ」

*できるだけ丁寧に聴くことが大切です。

○事例検討会を位置付ける

学年会議、職員会議などで支援を必要とする児童生徒の事例検討を行い、関係職員全員で共通理解の元に指導していくことは未然防止策の一つです。

一人の児童生徒を多くの教職員で支援していくためにも情報交換をする場が必要です。

4 校外での連携

○異校種間での情報連携

とりわけ不登校傾向の児童生徒については、幼保小の連携、小中の連携、中高の連携といった異校種間での情報連携がとても大切です。

●入学前の情報交換（欠席状況や、学校・家庭での生活の様子など）

●入学後の状況確認

特に、中学校では進学先の学校へ情報交換を具体的に行い、入学後、進学先の学校側が対応できるように協力することが大切です。新入生を受け入れる側では、以下の点に注意します。

●学級編製の工夫

●職員構成の工夫

●小規模校出身者への配慮

年度末、年度始めの引き継ぎだけでなく、進学後も定期的に情報交換会を開き、幼保小・小中・中高で情報を共有し、対応や取組をしていくことが大切です。

必要な情報はきちんと入学後の学校へ伝え、不登校の未然防止の対応に役立てましょう。

○異校種間での行動連携

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校との交流を日頃から密に行うことにより、それぞれの特性を知ることでも不登校の未然防止には有効です。

- ・教職員の交流
- ・園児と小学校の教職員、小学生と中学校の教職員、中学生と高校の教職員の交流
- ・小学生（又はその保護者）が学区の中学校のスクールカウンセラーに相談 など
- ・子供同士の交流

<具体的には>

- ・部活動での交流
- ・合唱での交流
- ・絵画など作品の交流
- ・授業の連携 など

5 教育相談の充実


○教育相談体制づくり

スクールカウンセラーや相談員などに気軽に相談できる雰囲気づくりに心掛けます。（相談室や相談ポストの設置）


担任はスクールカウンセラーや相談員等と連携し、早期対応で不登校の未然防止に努めます。

○全教職員が教育相談的な関わりを持つ


教育相談担当や養護教諭、スクールカウンセラーだけでなく、全教職員がそれぞれの立場から全校児童生徒に教育相談的な関わりを持つように心掛けます。



教育相談の手法などの研修を積極的に受け、適切な対応ができるようにしましょう！



児童生徒が話しかけやすく、相談しやすい雰囲気を持ち、児童生徒の立場に立って聴き、指導ができることが大切です。



教師は児童生徒への自らの影響力を自覚して、指導に当たしましょう。

○教師が子供の心理的支えになる

「いざとなったら、助けてくれる」という教師への信頼が子供の心を強くし、支えます。

コラム

教師が子供の心理的支えになる

子供自身が、教師を「自分の味方」だと思っていると、ストレスがかかってもストレス反応を示さない。



チェックしてみましょう！ 子供はこう感じているでしょうか？

- ①先生は、私が元気がないと、すぐに気が付いてくれる。励ましてくれることもある。
- ②先生は私が悩みや不安を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれる。
- ③先生は私が失敗してもそっと助けてくれる。
- ④先生は普段から私の気持ちをよく分かってくれる。
- ⑤先生は私が悩んでいるときにどうしたらいいか教えてくれる。

参考「教師のための不登校サポートマニュアル」
小林正幸／小野昌彦著

6 事例に学ぶ（不登校未然防止のための取組）

A 小学校の取組

- 教職員全体による欠席状況、欠席者の把握
 - ・無断欠席、連続欠席者には必ず担任が連絡する。
 - ・早退時は学級担任が保護者に状況を伝え、引き渡す。
- 「ほめる」こと「共感的理解」を基本にした生徒指導
- 一人の子供を教職員みんなでサポート
 - ・定期的な情報交換、指導方針の共通理解を図る。
- 人的な支援
 - ・県や市からの加配で、きめ細かく支援する。

B 中学校の取組

- ～小学校のとき別室登校だった生徒の事例～
- 卒業時、小学校の学級担任と中学校の不登校担当教師が前もって連絡会を持ち、小学校から中学校へ子供の様子などの情報を伝達
- 中学校の教師が保護者と面談し、今後の支援方法を確認
- 中学校の相談室での過ごし方を本人と確認
 - ・学級の時間割に近い流れで過ごす。
 - ・教科担任の出前授業など複数の教師が関わる。
- 担任、養護教諭、不登校担当教師の毎日の関わりと後押し
- 放課後などに他生徒との交流の機会を設定（ゲームなど）
- スクールカウンセラーと連携した指導

C 高等学校の取組

- 家庭訪問
 - ・学年主任、学級担任など複数で訪問する。
- クラスの生徒を巻き込んだ取組
 - ・スマホ、携帯電話等のメールを利用し何回も連絡を取る。
- 様々な角度からのアプローチ
 - ・学級(教科)担任、部顧問、教育相談担当など
- 別室への登校
 - ・多くの教職員が声をかけ、学習の指導をする。
 - ・関係する教職員間で情報を共有する。
 - ・別室登校を出席扱いにする。

Ⅱ 不登校への初期対応

児童生徒が不登校傾向を示すと、教師には「早く何とかしなければ」という焦りや不安な気持ちが生まれます。しかし、早く学校へ登校させたいという性急な思いからの対応は、逆に学校へ行けない状態に追い込んでしまう危険性もあります。

1 組織的な対応

対応に当たっては、不登校の状況にある児童生徒の内面に目を向けるとともに、児童生徒の社会的自立を図るという観点から、学校において組織的に取り組むことが必要です。

(1) 校内指導体制の確立

不登校の早期発見・早期対応のために、また対応を担当まかせにしないために、教育相談担当を中心に学級担任・学年職員・生徒指導主事（主任）・養護教諭・スクールカウンセラーなどで構成される不登校児童生徒支援チーム（不登校対策委員会など）による組織的な取組を行うことが効果的です。

支援チームは、関係教職員や保護者・本人からの情報を基に不登校の要因を把握し、その課題を克服するために、具体的には次のようなことが考えられます。

- ① 本人との話合い
 - ・じっくり聴き、よき相談相手として不安、悩み、怒りなどを解決する支援者となる。
- ② 保護者への対応
 - ・登校することを強く求めず、気持ちを理解し、支援者として対応する。
- ③ 学級、学年レベルでの受け入れ体制づくりなど
 - ・別教室を設け、学級や学年で受け入れる雰囲気をつくる。

(2) 教育相談に関わる担当者の役割

不登校の予防・対応に全教職員で取り組むために児童生徒の状況に応じた適切な対応を行う推進役となります。具体的には、

- ① 早期発見・早期対応のための情報収集
- ② 複数教職員による支援体制づくり

- ③総合教育センターなど関係機関との連絡調整
 - ④誠意を持った保護者支援の推進
- などの役割を担います。

2 関係機関との連携

不登校の理由に様々な要因が考えられ、特に最近では、複数の要因が重なった複合型の不登校も増えていて、対応や解決をより難しくしています。そこで問題の対応・解決を校内だけで図ることに固執せず、各関係機関と適切な連携を図りながら、不登校の早期解決に努めることが大切です。

(1) 総合教育センターなどの教育相談機関との連携

校内の支援体制だけでは不十分な場合、あるいは専門的な立場から指導を仰ぎたい場合など、総合教育センターなどの教育相談を積極的に活用することが考えられます。

(2) 児童相談所などとの連携

不登校の理由として、保護者による児童虐待などが疑われる場合には、児童相談所などの関連機関と連携して指導に当たることも有効です。

(3) 警察などとの連携

中学・高校段階で多く現れる「あそび・非行型」などの場合には、学校や家庭が本人の状態の改善に努力しても交流しているグループの影響が強く、保護者が対応に困る場合や、学校として家庭内の事情に立ち入ることが難しい場合は、警察などの関係機関と連携して指導に当たることも有効です。

(4) 医療機関などとの連携

- ・学習障害（LD）
- ・注意欠陥/多動性障害（ADHD）
- ・高機能自閉症などの発達障害や、精神的な疾患などの理由による不登校が疑われる場合には、保護者の了解のもと、外部の相談機関や精神科などの医療機関と連携して指導に当たることも有効です。

3 対応への配慮（言葉かけや接し方）

不登校を長期化させないためには、初期段階における適切な対応が重要です。児童生徒や保護者から信頼され、ともに不登校の解決に向けてともに歩むためには、言葉かけや接し方などを含めた対応の仕方に細やかな配慮が求められます。

(1) 児童生徒の声にじっくり耳を傾けましょう

不登校になった児童生徒の気持ちを一方的に判断して関わるのではなく、「話をじっくりと聴き」、「その子の気持ちや思いを受け止め」、「今置かれている状況をしっかり理解してあげる」ことが大切です。

ただし、思春期の児童生徒の中には、言葉で表現できない・しない子供もいます。

1. じっくり話を聴く

①話を聴いてあげることは、本人が問題の解決方法を発見する手助けになります。その際、断定的な助言（「こうした方がいいよ。」等）は、避けたいものです。なぜなら、児童生徒は心の中でそのようなことは十分承知していて、その一言がますます自信を失わせ、逆効果となるからです。

②話を聴いてもらえることにより、児童生徒は自分のものの見方や考え方を尊重され、受けとめてもらえたと考え、自己評価（自尊感情）を高めることができます。

2. じっくり話を聴くために心掛けること

①児童生徒の言葉をそのまま受け止めない。

児童生徒の発する極端な言葉（「死にたい」や「殺したい」など）に慌てたり怒ったりせず、言葉の裏にある本当の思いに心を寄せるようにしましょう。その際

「死にたい」→「つらいんだねえ」

「殺したい」→「悔しいんだねえ」

というように、気持ちを理解してあげる別の言葉に言い換えて子供に返してあげましょう。

②自分の価値観だけで評価をしない。

児童生徒の話聴いて「それは間違っている」「それは正しくない」など、教師自身の価値観に基づいた、断定的な言い方（評価）は避けましょう。

③行為は批判しても、人格は否定しない

児童生徒の言動に対して「悪いことは悪い」と伝えても、「おまえはだめな子だ」と人格は否定しないようにしましょう。

(2)欠席し始めた児童生徒とは、適度な関わりを持ち続けるよう心掛けましょう

児童生徒が欠席し始めると、どうしても学校との関わりが少なくなります。不登校を解決するためには、本人との関わりを持ち続けることが重要です。そこで様々な方法により、本人との適度な関わりを持ち続けるよう努めましょう。

- ①むやみに登校させようとするのではなく、子供の今の気持ちや状態を理解するよう努める。
- ②児童生徒の気持ちに添った適度な接触を保つように心掛ける。(家庭訪問、電話、手紙など)
- ③焦らず無理のない対応を心掛ける。
- ④児童生徒が興味を持っていることや好きなことなどを話題にして、児童生徒の世界に関われるようにする。
- ⑤本人からの申し出を尊重し、どんな小さなことであっても約束したことは守る。
- ⑥プリント類は、欠席していても内容が分かるように説明を添えるなど、温かい配慮のもとで渡すようにする。

(3)個別指導記録の取扱いは慎重に行いましょう

情報を共有し、共通理解のもとで適切な支援対応を行うために「個別指導記録」を作成・利用する際には細心の注意を払い、次のことに留意しましょう。

- ①作成に当たって
 - ・個別指導記録の作成を始める時機を明確にする。
 - ・児童生徒や保護者との関わりは時系列で記入する。
 - ・家族との連携は、客観的な事実のみを記入する。
 - ・記述内容については保護者に知らせたり確認したりするなどして、共通理解を図る。
 - ・カウンセラーや医療機関からの所見なども記入できる欄を作り、必要に応じて、専門的な判断も指導に生かす。
- ②活用に当たって
 - ・不登校対策委員会等において情報を共有し、支援方法を見直し、改善を図る上で有効に活用する。
 - ・情報の管理には十分留意し、学年の教職員、生徒指導主事、養護教諭等が情報を共有できるようにする。
 - ・進級する際には、次の学年に確実に引き継げるようにして、一貫した効果的な支援に生かせるようにする。
 - ・家庭や関係機関などとの連携を図る際には、個別指導記録を積極的に活用できるようにする。

- ・個別指導記録の管理は、コーディネーターなどあらかじめ決めた者が行うようにし、文書管理やそのセキュリティーについては十分注意する。

参考「不登校への対応と学校の取組について」

国立教育政策研究所生徒指導研究センター

(4) 保護者には、誠意を持って迅速に対応しましょう

不登校を早期に解決するためには、保護者の協力が不可欠です。そのためには、教師が保護者から信頼される必要があります。

(詳しくは後述の「保護者対応の留意事項」参照)

4 登校刺激の与え方

不登校の初期段階でどのような対応を行うか、その見極めが最も重要です。登校の促しについては、画一的に行うのではなく、まず家庭と十分な連絡を取りながら、その児童生徒の状態と不登校になった要因・背景等をできる限り把握し、どのような関わりを必要としているのかを正確に判断した上で行うことが大切です。またその働きかけの機会を逸することのないよう留意しましょう。

一般的には、登校を促した時、『すくみ反応』（頭痛や腹痛、緊張状態等）が見られない場合は可能とされ、『すくみ反応』が見られる場合は、控えた方がよいとされています。

(状況に応じ、可能な限り、スクールカウンセラーなどの意見・判断を仰ぐ)

(1) 登校刺激を与えてもよい場合

- 情緒が安定し、家族との関係が良好である。
- 家で学校の話ができて、家庭訪問の職員に否定的な感情を持たず自由に会話ができる。
- 外出でき友人の家に行ったり自分の家に招き入れたりできる。

また次のような場合も可能です。

【あそび・非行型】

家庭を支援するとともに、児童生徒の立場に添った理解や励ましを行い、時には叱咤激励して登校を促すことも必要です。

【無気力型】

周囲が登校させることに躊躇していると再登校が困難になります。状況を見極めた上で登校を促すことが必要です。

登校を促す段階的ステップの設定と配慮事項

- 本人の登校の意志を確認し、「登校する」ことを目標にして具体的行動目標を立てる。
 - ※登校のハードルを低くし本人が実行できるように、話し合いによりステップを作成する手段もある。（放課後、別室登校など）
- 行動目標の実現に向けて援助する。
 - 子供が自分の目標としたことができたときには、保護者や教職員は本人とともに喜ぶ。
 - ※ただし、決して次の段階まで無理をさせずに、子供のペースを尊重し、一つずつ積み上げる。

（２）登校刺激を与えないほうがよい場合

- 頭痛、腹痛、嘔吐など身体的な症状がある。
- 学校のことを話題にすると態度が一変する。
- 家庭訪問をすると閉じこもって会おうとしない。
- 昼夜逆転の生活をしている。
- 幼児的なわがままが見られ、退行現象が起こっている。

促しを控えるべきだと判断した後の対応

- 本人が無理なら保護者と連絡をとり続ける。
- カウンセラーや相談機関（P55 参照）に相談し、継続的にその判断を仰ぐ。

5 事例に学ぶ（不登校初期対応の取組）

A 小学校の取組

～特別支援校内委員会を中心とした事例～

休み明けに欠席したり登校を渋ったり、登校しても「保健室にいたい」という児童への対応。

○特別支援校内委員会で次のような対応を決定した。

- ①全教職員で児童への共通理解
- ②担任以外の職員からの積極的な声かけ
- ③児童が遅れてくるときの対応者の確認
- ④苦手な算数をTTで支援
- ⑤母親へのアドバイスと指導方法の共通理解

○家庭との共通理解が図られ、初期段階での児童への様々な関わりが功を奏し、元気に登校できるようになった。

B 中学校の取組

～クラスの生徒との関わりを組織した事例～

スマホ、携帯電話等の掲示板に誹謗中傷する言葉を書き込まれ、そのことが原因で登校しづらくなった生徒への対応。

○本人と話ができる教師が家庭訪問を行う。

○仲のよい生徒が放課後訪問し話を聴く。

○学級の全員が心配している気持ちを伝える。

○教職員がそれぞれの立場で本人に関わることで保護者の理解も得られ、1週間後から登校できるようになった。

C 高等学校の取組

～クラス担任と養護教諭の連携による事例～

教師に対して反抗的な態度をとり、自分勝手な言動や、自分の思い通りにならないとすぐに学校を早退・欠席してしまう生徒への対応。

○養護教諭は、生徒の話をじっくりと聴きカウンセリングを行い、クラス担任は、生徒を「クラスの一人」として受け入れながら、クラス全体に目を向けた指導を行う。

○担任と養護教諭は絶えず情報交換を行い、意思疎通を図りながら、同じ歩調で生徒を指導。

○やがて生徒は遅刻・早退・欠席もほとんどなくなり、普通に登校できるようになった。

Ⅲ 長期化した不登校児童生徒への対応

1 児童生徒・保護者への対応で大切なこと

(1) 気持ち・考えの受け止め

これまでの学校の対応に不信感を抱いていることも多いので、その気持ちを受け止め、子供を中心にすえ、根気強く継続して働きかけます。

(2) 体制づくりと共通理解

支援のための体制をつくり、わずかな変化も見逃さず情報交換を行い、全教職員の共通理解を図るとともに、関係諸機関と協力し取り組みます。

(3) 共通理解のための工夫

支援スタッフで様子や変化、気付きなどを記録し、多様な見方ができるように工夫します。

2 学級の児童生徒の関わりを通じた支援

(1) 学級の児童生徒に対する指導

- ①大切な学級の仲間であることを、機会を捉え繰り返し指導します。不登校児童生徒の様子を知らせ、この子の存在を意識付けます。
- ②不登校児童生徒の意思を尊重し、温かい気持ちで見守ることができるよう指導します。
- ③大切な仲間のためにできることを考えさせます。
- ④友達や自分を大切にする集団をつくります。道徳教育や特別活動を通して相手の立場に立てる学級集団づくりを心掛けます。

(2) クラスの子供との関係づくり

- ①学校生活の様子を手紙などに書いて知らせ、学校に対する興味関心を持続させます。
- ②休日と一緒に遊ぶなどの機会を設定し、ふれあいを促します。

3 スクールカウンセラー（SC）との連携

(1) SCとの連携の長所

長期的な不登校児童生徒にこそ、SCの助言が求められます。学校の立場に立った具体的な話合いを行う中で、専門的な知識を背景とした、問題点の見立てや関わり方の方針の示唆を受けることができます。

(2) S C連携上の留意点

① S Cの役割

十分に話し合いを持ち、少しでも早く共通理解を図る。
また、その学校での不登校支援体制のためにS Cが担う役割分担を確認します。

② 月1回～週1回

勤務日が限られているので、有効に活用する方法を考えます。(相談計画の作成・情報の共有のためのノートなど)

③ 個別の相談室の確保

カウンセリングルームのない学校も少なくありません。保健室を代用していることもあります。秘密が保持でき、気軽に相談できる場所の確保が重要です。

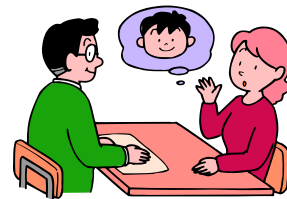
(3) S Cの仕事内容

① 児童・生徒との相談

教師には言えない不満が言えたり、聞いてもらえたりすることで気持ちが落ち着きます。

② 保護者との相談

保護者・家族が相談することにより、家族関係の問題点を改善し、子供に接する態度や考えが変わることにより、本人の気持ちに変化が現れ、状況が改善した事例もあります。



③ 教師との情報交換

S Cと教師とが、互いに情報交換を行いながら、児童生徒への理解を深め、対応や今後の方針の確認を行います。(コンサルテーション)

④ 関係機関との連携についての助言、連絡調整

4 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携の必要性

児童生徒の問題だけでなく、家庭が問題を抱えている場合が少なくありません。そこで、学校がそれぞれのケースに即して関係機関との連携を図ることは状況改善のために必要なことです。

(2) 関係機関との相談

① 関係機関への連絡・連携

状況を伝え、指導方法などについて相談します。
事例によっては、校内支援会議に関係機関の方にも加わってもらい、共通理解を図ります。

- ②保護者・本人との共通理解
関係機関からの援助が必要であることを十分説明し、理解を求めます。

(3) 関係機関と連携する場合の留意点

①相談前

- ・それぞれの機関の機能について、正しく理解しておきます。
- ・関係機関での相談・指導の必要性について、保護者や児童生徒の立場に立って接し、十分に納得できる説明を懇切丁寧に行います。
- ・相談中は、結果を焦らずに、根気強く継続的に相談することが大切であることを十分に理解してもらいます。

②相談中

- ・関係機関に任せっきりにせず、協議・連携の内容を明確にします。
- ・事例によっては、地方自治体の福祉課や住民課、地教委、警察署、県の精神保健福祉センター、児童相談所等との連携を図ります。
- ・情報交換、連絡事項については、プライバシーの保護などに配慮します。守秘義務や相談者保護の観点から相談内容や相談状況の説明を学校が受けられない事例もあることを理解しておきます。

③相談後

- ・終了後においても、関係機関との連携を保っておきます。
- ・相談の記録をまとめます。

(4) 関係機関等で相談時の出席の扱い（小中の場合）

①出欠席の扱い

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

(H15.5.16「不登校への対応の在り方について」文科省参照)

② 指導要録の記載

不登校の児童生徒が教育支援センターなど学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録上は出席扱いとすることができます。この場合、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を備考に記入します。

5 再登校に向けて①（教育支援センターの活用）

(1) 教育支援センター設置の目的（場所は P55 参照）

本県では、石和・都留にこすもす教室を設置しています。ここでは、学校や家庭との連携の下に、不登校の児童生徒に、学習の補充や仲間とのふれあいを通して自立心を養い、再登校できる意欲を高めるよう指導・援助を行います。

- ① 居場所を自宅以外にもつくる。
- ② 仲間とのふれあいを通して自立心・社会性を育む。
- ③ 学習支援を通して学習意欲を高める。

(2) 教育支援センターの相談・申込方法

- ① 相談対象 小・中学生・保護者・教職員
- ② 相談時間 (面接相談) 月～金 9:00～17:00
(電話相談) 月～金 9:00～17:00

③ 申し込みの方法

直接又は、学校を通して相談を受けます。入室の手続きは学校を通して行います。

(3) 教育支援センターの開設日・時間・対象者

- ① 開設の日と時間
月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
- ② 活動内容
教科学習、体験活動、創作活動、栽培活動、スポーツ活動など
- ③ 適応指導の対象
小学校 5・6 年生、中学生
※ 小学校 4 年生以下を受け入れている教室もあります。

(4) その他

県内では、甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市・昭和町、韮崎市、北杜市、峡南 4 町（市川三郷町、富士川町、早川町、身延町）、南部町、富士吉田市、都留市、富士河口湖町、大月市、上野原市にも教育支援センターが設置されています。（令和 3 年 3 月現在）

6 再登校に向けて②（教室復帰を目指して）

長い間、学校を離れていた児童生徒が再登校を始めるとき、児童生徒は強度の不安と緊張状態にあります。

(1) 別室登校

- ①周りの目が気にならずに安心して生活できる居場所づくりをします。…相談室・保健室等
- ②相談室や保健室・図書室などへの登校を促します。教育相談担当や養護教諭、図書館司書、学年主任などでチームをつくり、児童生徒の立場に立ち、受容的態度で接します。

(2) 登校へのきっかけ・機会づくり

- ①行事への参加を促します。
- ②放課後等に登校しやすい配慮と工夫をします。
- ③長期休業中を活用し学校での補習をします。

(3) 学習意欲を徐々に高める学習支援の工夫

- ①習熟度に応じた無理のない学習課題を工夫し、提示します。
- ②担任や学年主任・専科教師などでチームを組み、個別指導を行います。

7 児童虐待が疑われる児童生徒への対応

虐待を受けている児童生徒の場合、自分の思いや感情がいじめや暴力行為、不登校などの行動に表れることがあります。

日常的に接する教職員は、その変化にも気付きやすい立場にあるため、「子供の言動」「身体の傷」「服装」などに関する異状などに気を配ります。個人面接や家庭訪問の際には、このことを頭に入れて、対応します。

(1) 児童虐待の定義

「保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次に掲げる行為をすること」

① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。例えば、一方的に暴力を振るう、食事を与えない、冬は戸外に締め出す、部屋に閉じ込める。

②性的虐待

児童にわいせつ行為をすること、又は児童を性的対象にさせたり、見せること。例えば、子供への性的暴力。自らの性器や性交を見せつけたり、強要する。

③ネグレクト（育児放棄、監護放棄）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、若しくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、病気になっても病院に受診させない、乳幼児を暑い日差しの当たる車内への放置、食事を与えない、下着など不潔なまま放置するなど。

④心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことで、児童の健全な発育を阻害し、場合によっては心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの症状を生じさせるため禁じられている。例えば、言葉による暴力、一方的などう喝、無視や拒否、自尊心を踏みにじる。

（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号 第2条）より作成）

(2) 学校としての対応

①虐待に気付くために

- 「どの子供も虐待を受ける危険性がある」という認識を持ち、対応に当たる必要があります。
- 「何となく変だな」と感じたら、虐待の存在を疑ってみるべきです。
- 虐待かどうかは大事ではなく、子供を守ることが大事です。

②虐待に気付いたら

- 管理職と相談し、児童相談所や市町村の関係機関に通告する。（通告義務）
- 発見した場合は、全職員で協力して、被虐待児の心身の安全を確保する。

③虐待に関わる際の留意点

- 虐待の確認ができなくても援助を開始する。
- 一人で抱え込まないようにする。

④虐待を防ぐために

- 子供が相談しやすい体制を整備する。
- 子供の様子や行動を観察する。
- 保護者との連携を密にする。

IV 保護者（家庭）対応の留意事項

1 連携の必要性

児童生徒は、教師には見えない家庭での姿と保護者には分からない学校での姿があります。さらに教師や保護者に見えにくい「子供同士の間関係」の中で成長していきます。教職員と保護者がこのような共通認識を持ち、それぞれの立場で児童生徒の成長を支援していくことが必要です。

(1) 不登校児童生徒を中心に据えた連携

児童生徒が不登校になったとき、「家庭の問題ではないか」「学校に原因があるのではないかと学校（教職員）と家庭（保護者）が責任の押し付け合いをしていたのでは、不登校状態に苦悩している児童生徒の問題は解決（改善）しません。教職員と保護者が、それぞれの立場で「不登校児童生徒の願いや希望、葛藤、苦しみや辛さ」を理解し、それぞれが「児童生徒を中心とした関わり」を考え、解決（改善）に向けて連携していくことが何よりも大切です。

(2) 学校の組織的な保護者対応の必要性

目まぐるしく変化する教育現場において、不登校児童生徒の対応を担任一人で行うことは不可能です。担任だけで抱え込むことなく、学校が組織として機能し、確立された校内体制の中で不登校児童生徒と担任を支えていかなければなりません。各教師がそれぞれの専門性を生かして役割を分担していくことが大切です。

一方、不登校児童生徒を抱える保護者は、多くの場合、日々その対応に追われる大変さ、見通しの見えない将来への不安に加えて、不登校の原因は自分にあると感じて、心の中で自分を責めるといった二重三重の辛い思いを抱えています。不登校児童生徒自身が味わっている辛さ以上に、深いところで保護者自身が傷付いています。だからこそ連携が必要なのです。

2 保護者対応の基本

(1) 不登校の未然防止のために

① 日頃から信頼関係を築く

- ・ **保護者へ児童生徒の日頃の様子を伝える**

小学校では、保護者参加の学校行事が多いので、児童に関する相談を受ける機会が多くなります。その際、教職員は日頃の些細な変化にも留意し、その様子を保護者に伝えましょう。中、高でも機会を捉えて、情報交換を行いましょ。

- ・ **学校や担任に相談しやすい雰囲気をつくる**

中学生や高校生になると思春期を迎え、心理的にも親から距離をおくようになり、親子間の会話が減る傾向にあります。そのため家庭内での子供の様子に不安などを感じることもあるので、保護者会などの折に、担任に相談しやすい雰囲気づくりや人間関係づくりを心掛けておくことが大切です。

- ・ **気になることはすぐに連絡する**

日頃から児童生徒の学校生活の観察に努め、気になることは、すぐに保護者と連絡を取ることが大切なことです。また、児童生徒の基本的な生活習慣の欠如や問題行動などが発生したときには、その原因が家庭にあると感じさせるような言動は避けましょ。

② 保護者から信頼を得る

- ・ **教師力を高める**

保護者から学校や教職員が信頼されるためには、児童生徒から学校や教師が信頼されなければなりません。そのために教師は、日頃から『教師力』を高める努力が必要です。

- ・ **一貫性のある指導を**

生徒指導においては、一貫性のある『ぶれない指導』を実施していくことが大切です。また、家庭状況や多様な教育観の違いにも配慮ましょ。

(2) 不登校への初期対応

児童生徒の欠席や遅刻に対して敏感に反応し、連絡のない欠席には必ず連絡を取りましょ。理由のはっきりしな

い欠席が数日間続くような場合には、「不登校傾向」を想定する必要があります。

①誠実な保護者対応を心掛ける

不登校児童生徒の保護者を、不安にさせたり、不満を感じさせたりするような発言は避ける。保護者の立場に立ち、保護者の心情に添って、焦らないことと、子供の声に耳を傾けるよう促しましょう。

②学校の組織的な対応

担任一人の判断は危険です。「不登校気味かな」と感じたときには、学校全体で組織的かつ一貫した対応を行う。

③保護者面談時の配慮事項

- ・家庭事情や保護者の都合に配慮して面談場所（家庭訪問、来校）や時間設定を行う。
- ・担任と学年主任、生徒指導主事（主任）や養護教諭やスクールカウンセラーなど、複数で対応する。
- ・記録を取る必要がある場合は、保護者の了解を得るようにする。
- ・保護者の話をよく聴き、苦労を認め、一緒に考えていくという姿勢で対応することが大切になる。
- ・精神的に不安定な児童生徒の状況を伝えるときには、保護者の心情にも配慮して、発言には十分注意する。
- ・時系列に沿って記録を残しておく。
- ・個人情報や守秘義務は絶対に守る。

(3)長期化した不登校への対応

どのような「不登校のタイプ」であっても、「子供が学校に行けない」「行かない」状態が続き、不登校が継続し長期化してくると、家庭内や保護者自身が非常に混乱し、多くの保護者が、「学校や教職員から見捨てられるのではないか」という不安に陥ります。学校に行けない（行かない）児童生徒の心情に配慮しながら、保護者が少しでも精神的な安定感を得られるように、以下のような具体的な支援策を示すことが大切であり、それが誠実な対応につながります。

①不登校タイプの見立て

不登校の原因は、様々な要因が複合しているといわれます。原因探しは直接的な解決策ではありませんが、不登校のタイプの違いによって学校(教師)の対応が変わってきます。また、長期の不登校の場合、児童生徒の様子も変化していきますので、養護教諭や生徒指導主事(主任)、またスクールカウンセラーなどと協働していくことが大切です。

②保護者の努力に対する評価

保護者はそれぞれに様々な努力を重ねて子育てをしてくれているはずですが、子供が不登校に陥ったことにより自信を失い、自己否定をするようになります。保護者に家庭での子供への接し方を求められたときには、まずそれまでの努力を認めて評価し、労いながら、一緒に考えていこうという姿勢が大切です。

③継続的な支援の必要性

児童生徒本人と面会できなくても、定期的な連絡や保護者面談を続けていくことが大切なことです。学校行事やクラスの様子などの情報を伝え続けることが必要です。また、再登校に向けて保健室登校などの受け入れ態勢が整っていることや柔軟な対応が可能であることも伝えましょう。

なお、学校の組織的な対応や保護者面談時の配慮事項は、基本的には(2)不登校への初期対応の②・③と同じですが、不登校児童生徒や保護者の状況は深刻になっていることが推測されます。そのため、より慎重かつ誠実な対応が必要になります。

④関係機関の活用

保護者の要請や必要に応じて、専門の相談機関などを知らせることも大切です。また、不登校を体験した人の話を聞く機会や保護者同士の情報交換会などがあることを情報提供することも有効な場合があります。

⑤家庭訪問を通じた支援のポイント

子供・家庭と学校とのつながりが途切れないように、こまめに連絡を取ることが大切です。学校が待っていることを、誠意を持って丁寧に伝えます。

- ・子供に負担をかけすぎないように、待つ姿勢で臨みます。家族には受け入れ態勢を説明し、不安を取り除きます。
- ・学習の遅れを指摘しないで、学習に興味を示したら、具体的な手立てを講じます。
- ・家庭内暴力については、専門的な指導や助言を受けるよう勧めます。
- ・ひきこもる場合は、良好な親子関係を築くために本人の気持ちに寄り添うことを勧めます。
- ・活動意欲が出てきたら、少しずつできそうなことから、規則的な生活への回復を図るように勧めます。教育支援センターへの通級によって、居場所を増やしたり、自立心・社会性を育てたりするようにします。
- ・いろいろな進路があることを知らせ、希望を持たせるよう努力します。

「迅速かつ組織的な対応、的確な情報収集と共有、児童生徒・保護者への誠意のある対応」

3 保護者対応の事例（小学校の低学年女児）

保護者への組織的な関わりと段階的連携

◇第1段階【早期対応】

保護者から担任に連絡があった日に管理職に報告し、その日のうちに保護者と対応する。

◇第2段階【共感的理解】

早期に両親と担任との相談会を継続的に実施する。

◇第3段階【多角的な情報収集の努力】

養護教諭や支援スタッフが情報を収集する。

◇第4段階【両親と担任、管理職とでの相談会】

的確な情報把握と確認。保護者への支援。

◇第5段階【組織的な支援と保護者との連携】

児童と保護者に対し、担任、養護教諭、支援スタッフ、管理職が情報交換をしながら継続的な対応を工夫する。

【再登校が可能になる】

4 保護者が抱く不安への対応 Q&A

Q いじめのせいではないでしょうか。

A いじめを契機に不登校となる子供は確かにいます。しかし、生活環境や本人の考え方などほかの要因も総合して考え、解決の方法を共に見い出していきましょう。

Q 部屋に入ってはいけないのでしょうか。

A 自分の部屋に閉じこもっている子供は、保護者が部屋に入ることを拒否することがあります。無理矢理入るのではなく、本人の気持ちを尊重することで信頼関係が築かれ、事態が改善されれば部屋から出るようになることもあります。

Q 転校すればよくなるのでしょうか。

A 転校がきっかけとなり登校するようになる場合は確かにあります。特にいじめやグループからの離脱が原因である場合には有効です。しかし、その場合には転校先の学校の話をよく聞き、見学し、本人の意志を確認し「石橋をたたいて渡る」ような慎重さが必要です。なぜならば、二度の失敗は子供に、今まで以上のダメージを与えてしまうことが予想されるからです。転校する場合は、万全を期して準備し、転校がプラスとなるよう受け入れ先とも連携していくことが必要です。

Q 金品の要求はどこまで聞いたらいいでしょうか。

A 金品を与えることを条件に生活の改善や登校を約束させることは問題の根本的な解決にはなりません。

また、要求が正当なものでない場合や限度を超えるようでしたら、毅然とした態度で拒絶しなければなりません。子供の要求がどんどん過剰になっていきます。

Q 暴力が激しくなってきたのですが。

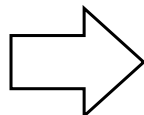
A ストレスや悩みごとののはけ口に感情を爆発させることは決して少なくありません。暴力が向かう対象は力の弱い母親であったり、物であったりします。

暴力を耐えて、甘んじていると、さらに激しいものになっていきます。こんな場合には、第三者や警察、児童相談所の力を頼ることも必要です。

相談機関との連携の手順

いじめや不登校

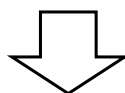
- ・ 気付き
- ・ 訴え
- ・ 情報



- ・ じっくり話を聞く
(事実に基づき、記録を取る。いつ、誰から、何が起きたのかなど)

※校長への報告

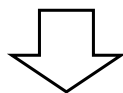
(管理職)



校内で、関係職員によるチームをつくり、第三者からも情報をもらい、事実関係をつかみ、対応する。(担任・学年主任・学年職員・管理職・養護教諭・司書など)

保護者との連携・状況説明など

S C ・相談員などとの連携



検討し相談機関との連携する

【相談機関一覧】

<あらゆる相談>

◎中央児童相談所 (夜間・休日)	055-254-8617 055-254-8620
◎都留児童相談所 (夜間・休日)	0554-45-7835 0554-45-7898

<学校生活全般>

◎総合教育センター (いじめ不登校ホットライン) 教育相談部	055-263-3711
◎南アルプス市教育支援センター	055-282-7306
◎山梨大学教育相談室	055-220-8325
◎峡東教育事務所	0553-20-2738
◎峡南教育事務所	0556-22-8143
◎中北教育事務所	0551-23-3086
◎富士・東部教育事務所	0554-45-7822

<少年の不安や悩み>

◎県警察本部 (ヤングテレフォン甲府)	055-235-4444
(ヤングテレフォン吉田)	0555-22-4444
◎少年鑑別所	055-241-1881
◎山梨いのちの電話	055-221-4343
◎チャイルドラインやまなし	0120-99-7777
◎自殺防止センター	055-254-8651
◎こころの健康相談統一ダイヤル	055-254-8651

<不登校>

◎精神保健福祉センター (ストレスダイヤル)	055-254-8700
◎教育支援センター	
①石和こすもす教室 (県立)	055-261-1271
②甲府「あすなろ教室」 (市立)	055-252-6620
③南アルプス「W I N G」 (市立)	055-282-7306

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ④甲斐「オークルーム」(市立) | 055-278-1696 |
| ⑤中央市・昭和町「にじいろ教室」(共同設置) | 055-273-7000 |
| ⑥韮崎「かがやき」(市立) | 0551-30-7772 |
| ⑦北杜「エール」(市立) | 0551-45-8235 |
| ⑧南部「チャレンジ教室」(町立) | 0556-64-4842 |
| ⑨峡南4町「やまなみ教室」(共同設置) | |
| 市川三郷町教育委員会 | 055-272-6092
(内線566) |
| ⑩富士吉田「相談室」(市立) | 0555-23-1766 |
| ⑪都留「スマイル教室」(市立) | 0554-43-8177 |
| ⑫富士河口湖「教育相談室」(町立) | 0555-83-3022 |
| ⑬大月「教育支援室」(市立) | 0554-23-8058 |
| ⑭上野原「教育相談室」(市立) | 0554-62-3408 |
| ◎ひきこもり地域支援センター | 055-254-7231 |

<いじめ>

- | | |
|----------|--------------|
| ◎甲府地方法務局 | 055-252-0110 |
|----------|--------------|

<発達障害>

- | | |
|----------------------|--------------|
| ◎総合教育センター
特別支援教育部 | 055-263-4606 |
| ◎こころの総合発達支援センター | 055-254-8631 |

発達障害のある児童生徒への対応

○いじめや不登校につながらないために

1 発達障害とは

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

発達障害の特性は生涯にわたり持続すると言われていますが、成長に伴いそれらの特性が変容したり、目立たなくなったりすることもあります。そのため、児童生徒の状態を把握するときに、診断名や障害名だけで判断すると、間違った実態把握となってしまうことがあります。

児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、特性を理解することが大切です。

2 発達障害の特性の理解

LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害の特性は、生まれつきの特性であり、生涯にわたる特性です。LDは、認知特性、学習面についての特性であり、ADHDは、不注意、多動性、衝動性などの行動上の特性、また、自閉症の特性は、対人関係や社会性についての特性です。

発達障害のある児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢は、間違いやできないことに気付かせるだけでなく、正しいこと、できるための方法を具体的に、そして丁寧に教えていくということです。



(1) 学習面への対応

どの児童生徒にとっても学びやすい一般的な指導上の配慮から始めることが基本ですが、できていることを認め、得意な面をうまく活用して自信を持たせる指導を行うことが大切になります。

学習活動を難しくする要因は個人の問題だけではありません。落ち着いて学習できる環境であるかどうか。教職員や友達との関係が安心感のあるものになっているか。能力や特性に合った指導内容であるか。時間配分や課題設定、教材教具は実態に合っているか。学習のつまずきや困難さに対する対応を検討する際には、個人の要因を考えるとともに、学習環境や関わりなどの環境の要因の両面から考えていくことが大切です。

(2) 行動面への対応

注意や叱責により改善していくことは難しいという前提に立って、対応することが大切です。適切でない行動を減らしていくためには、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動の取り方を具体的に教えていきます。適切でない行動には理由があります。起きている行動だけに注目しないで、きっかけになることや行動後の結果など、前後関係を通して適切でない行動を生起させている要因を分析し、対応を考えることが肝心です。

迷いのあるあいまいな対応や、人や時によって異なる対応は、ただ混乱させるだけですから、一貫した対応に心掛けます。

(3) 指導に当たっての留意点

指導したことを定着させ、確実に身に付けさせていくためには、成功により成就感や達成感が得られる経験を積むこと、そしてそれを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが重要になります。

児童生徒同士に仲間意識があり、ルールが遵守され、お互いを認め合い、思いやり、意欲と責任感を持ち、自己解決能力そして成就感・達成感のある学級づくりを目指して学級経営をしていくことが求められます。

気付きを適切な指導につなげていくためには、情報を共有化して共通理解を図り、組織やチームで考えていくことが重要です。校内委員会等、学校全体で検討することが重要です。

3 二次的障害の早期発見と予防的対応

障害特性によるつまずきや失敗がくり返され、学校生活に対する苦手意識や挫折感が高まると、心のバランスを失い、様々な身体症状や精神症状が出てしまう等、二次的障害として不適応状態がさらに悪化してしまう場合があります。二次的障害としての症状には、不登校やひきこもりのように内在化した形で出る場合、暴力や家出、反社会的行動など外在化した形で出る場合があります。

二次的障害は、一次的障害との区別が難しい場合もありますが、二次的障害の可能性を常に考慮し、対応することが重要になります。二次的障害は、適切な支援があれば比較的短時間で改善していきます。早期発見と予防的対応が肝心です。そのためには、特性によるつまずきや困難さにより、自信や意欲を失ったり自己評価が低くなったりしないように、自尊感情を高めていく対応が大切です。

4 保護者との協働

発達障害のある児童生徒の保護者も大きな不安を抱えています。学校は児童生徒の目先の問題にばかり気をとられずに、保護者も家族も問題を抱えているという視点で見守っていく必要があります。

日常的に情報交換を行い、保護者と教職員がお互いに話しやすい関係をつくっておくことが大切です。学校の考えを一方的に押し付けるような対応ではなく、保護者の考えを十分に受け止めながら、児童生徒の情報を共有し、適切な対応について一緒に考えていく姿勢が肝心です。

5 関係機関との連携

発達障害は確定診断が難しい障害です。教育的支援を考えるときに大切なのは、診断名、障害名よりも児童生徒自身の特性であり、資質や性格あるいはその時の心理状態なども含めて総合的に捉える必要があります。医療や福祉、教育の関係機関と積極的に連携を図り、児童生徒の特性を多角的に捉えるという視点が重要です。

関係機関との連携に当たっては、個別の教育支援計画を作成するなどして学校が主体となり児童生徒の教育的支援に必要な情報を収集し、学校や教職員としての児童生徒のとらえ方や支援の方向性、手立てについて助言を求め、個別の指導計画等に反映させていくようにします。

ひきこもりと病気の関係

ストレスが大きすぎて、自分ではどうにもできなくなった時、外からの刺激を遮断して自分の殻に閉じこもることにより、自分を守ろうとすることがあります。この状態を外から見ると「ひきこもり」になります

ひきこもりは、長い目で見ていかなければならない問題ですが、なんらかの病気にかかっている場合がありますので、医療機関の受診を考えることも必要です。

(1) 精神的な病気の例

①統合失調症

「誰もいないのに悪口が聞こえてくる」「見張られている」など、周囲に過敏になっている様子があります。

②うつ病

「おっくうで何もする気にならない」「何も楽しめない」「食欲がない」「よく眠れない」などの状態があります。

③強迫性障害

一日に何十回となく手を洗ったり、何度も繰り返し確認したりするといった行動があります。

④パニック障害

乗り物や人ごみの中で、ひどい動悸、息苦しさ、めまい、冷や汗などを伴う「パニック発作」を起こしたことがあり、また発作が起こるのではないかという不安があります。

⑤社会不安障害（SAD）

マイナスの評価を受けることや、注目を浴びるような状況に対して、強い苦痛を感じ、日常生活に支障をきたします。

⑥広汎性発達障害

もともと軽い発達の偏りがあり、コミュニケーションや社会性の面で、苦手さがあります。

(2) 医療機関

- ・精神科　・神経科　・心療内科　・保健所
- ・思春期外来科　・精神保健福祉センター

(3) 心の状態を知るために医療機関に相談

病気と診断されない場合でも子供の心理状態を理解し、ひきこもりへの考え方が分かることにより、その後の家族内のよい関係が築けます。

(4) 医療機関にかかる費用

- ①医療保険が適用される。
- ②各種制度を利用する。（自立支援医療制度、精神障害者保健福祉手帳制度

6 不登校の段階チェックリスト

実施年度：（ ） 年度

該当児童生徒：（ ） 年（ ） 組氏名（ ）

チェック実施者氏名： 担任（ ） ・その他（ ）

○が多いところが該当する段階です。保護者からの情報も得ながら、チェックしましょう。

○：あてはまる △：どちらともいえない ×：あてはまらない		月日 /	月日 /	月日 /	月日 /
初期	① 頭痛・腹痛・吐き気等を訴える				
	② 生活リズムが乱れ始める				
	③ 攻撃的な言葉等が見られる				
	④ 強迫症状がある（手洗い、確認など）				
	⑤ 親子・家族の会話が減る				
	⑥ 学校関係の話を嫌がる				
	⑦ 担任等に会えなくなる				
	⑧ 人目を気にして外出を嫌がる				
中期	① 繰り返し不安な気持ちを訴える				
	② 昼夜逆転等、生活リズムが乱れる				
	③ 攻撃的な行為が見られる				
	④ 部屋にこもる				
	⑤ 親子・家族関係がうまくいっていない				
	⑥ 学校的话题を激しく拒否する				
	⑦ 気力が著しく衰える				
	⑧ 友人や親戚などにも会わない				
後期	① 笑顔が見られるようになる				
	② 散髪をしたり、部屋を片付けたりする				
	③ 勉強やスポーツなどを少し始める				
	④ 自室から出て、家族と交流し始める				
	⑤ 親子・家族で雑談をするようになる				
	⑥ 好きなことなら外出できるようになる				
	⑦ 担任等に会えるようになる				
	⑧ 友人や親戚に会えるようになる				
再登校準備期	① 表情が豊かになる				
	② 生活リズムが整い始める				
	③ 自分の気持ちや考えを話し始める				
	④ 他者とかかわることが少しできるようになる				
	⑤ 家族関係が良好になる				
	⑥ 教育支援センター等に通り始める				
	⑦ 勉強やスポーツなどを始める				
	⑧ 登校や進学に向けて動き出そうとする				

段階別の対応のヒント

不登校の段階チェックリストを実施したら、次のヒントを参考にして、段階に応じた対応をしていきましょう。

	担任等教職員の対応のヒント	保護者や家族の対応のヒント
初期	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に家庭訪問しよう。 ・保護者も辛い時期なので支えが必要となる。話し相手になろう。 ・スクールカウンセラーや相談機関等と連携を図る。 ・身体症状（頭痛や腹痛等）が長引くときは医療機関を勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜逆転の兆しが見え始めたら、「いったん起きようね」と伝え、生活のリズムを整える。 ・攻撃的な言葉は不安が高まっているサインと捉える。 ・強迫症状は、「そうすると落ち着くんだね」と伝え、見守り、長引くようなら医療機関に相談する。
中期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や本人の意向を考慮しつつ、家庭訪問を行う。 ・生活リズムを整えるように伝える。 ・引き続き保護者を支える。 ・本人の状態により、医療機関や関係機関等の利用を勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理に連れ出したり、何かをさせようとしたりしない。 ・不安や攻撃が治まらない場合は医療機関や関係機関等に保護者だけでも相談する。
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問では、本人が望めば、本人と会う。 ・学習や学校生活への適応を促すような情報を提供する。 ・本人の意向を確かめ、友人に遊びに行ってもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の好きなことや関心のあることに誘ってみる。 ・再登校に向けて、安心感が得られるような具体的な状況について話し合う。 ・再登校への後押しとなるような子供の思いや様子を担任に伝える。
再登校準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の様子等をさりげなく伝える。 ・放課後等の登校を勧めてみる。 ・再登校に向けて、校内で綿密な計画を立てておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再登校の兆しが見えたら、子供の様子について担任と連携しつつ、登校の準備を進める。